

## 第3回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和4年8月5日（金）13時30分～16時40分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐

田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 鳥取県最低賃金の改正審議について

(2) その他

5 資料目次

(1) 第2回鳥取県最低賃金専門部会における委員からの追加要望資料 令和3年度  
Dランクの審議状況

(2) 資料 令和4年度鳥取県最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取  
の実施結果（令和4年8月1日現在）の訂正について（第2回鳥取県最低賃金専  
門部会資料）

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 ただ今から第3回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本専門部会の成立について確認します。本日の出席状況ですが、公益を代表する石川委

員から14時30分頃お見えになるとの連絡を頂いており、現時点で9名の委員のうち8名の委員に御出席いただいています。最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告します。

本専門部会は公開しており、3名の傍聴人がお見えになっております。傍聴者の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いします。

○佐藤部会長 では、議事の1番目、鳥取県最低賃金の改正審議についてですが、最初に事務局から配付された資料の説明をお願いします。

○高橋労働基準部長 前回の専門部会で追加資料の要望を頂きましたので、資料をお手元に配付しています。資料1ページから210ページまでが、令和3年度Dランクの県における最低賃金額の改正決定の審議過程が分かる資料です。鳥取県以外の46都道府県では、各審議会ですら率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当するということで専門部会を非公開とされているところですが、今回、各Dランクの県の労働局のホームページで公開されている資料を確認して、専門部会で結審が行われた回の専門部会の議事要旨や公開されている関係資料について追加資料として取りまとめています。また、本審については、基本的にどの労働局も議事録又は議事要旨をホームページで公開していますので、答申の時の議事録や関係資料をまとめたものを今回提出しています。後ほど御確認いただければと思いますが、いわゆる議事要旨や議事録を見ても、細かい金額審議の部分は非公開になっていますので、なかなか詳細は分からないところです。

2点目ですが、令和4年度の目安に関する小委員会における金額審議が、どのような審議過程を経て目安額が決定されたのかについて、中央最低賃金審議会事務局、厚生労働本省の労働基準局賃金課に確認いたしました。目安に関する小委員会ですが、従前から審議自体を公開することは、率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当するということで、非公開とされています。目安に関する小委員会でどのような金額調整がされたかというのは、事務局にも特に情報はございません。後日、厚生労働省のホームページに目安に関する小委員会の議事録と資料は公開されますが、議事録の中で金額調整、公・労会議とか公・使会議の内容については非公開ということです。ただ、中央最低賃金審議会では目安制度の在り方に関する全員協議会を昨年度から開催していて、今年度も継続で審議を進められているところであり、その全員協議会の中

で、議事や審議の公開について今後検討することとなっているということを本省から確認したところです。

もう1点、資料211ページですが、第2回鳥取県最低賃金専門部会で、鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果を提出していますが、資料217ページ、最低賃金の改定に係る書面による意見聴取結果からの比較表の色付け部分について、左右記載が逆になったしまったというミスが発覚しました。こちらを訂正したものを資料227ページに添付しております。

前日も事務局の作成資料でミスについておわびさせていただきましたが、今回もミスを見落としてしまいまして、専門部会に配付したことを深くおわび申し上げます。以後、複数の職員でしっかり内容等をチェックするように気を付けていきたいと思っております。

○佐藤部会長 前回から2日間しかなかったにもかかわらず、資料をそろえていただき、ありがとうございます。あと、訂正の方ですが、数字は変更ないということによろしいですね。こちらもすぐに改めていただきありがとうございます。ただ、審議に使用する資料ですので、今後ともお間違いなきようよろしくお願いします。

では、配付していただいた資料について、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

○中野部会長代理 先ほどの意見聴取のところで、221ページで、タクシー業の労働者が3名となっていますが、226ページのタクシー運転者は1名となって、これは間違いではないでしょうか。

○片山賃金室長 これは間違いではありません。今回、意見聴取は、企業内の労働者の中で最も賃金の低い方に対して行いました。その結果、タクシー業の中で、タクシー運転手でない方の回答があり、回答のあった運転手としては1名だということです。

○中野部会長代理 分かりました。

○佐藤部会長 その他、御意見、御質問等ありますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 では、金額審議を始めます。まず、私と河村委員、西本委員で協議を行った後に、各側で話し合いを進めていただきます。

では、会場の準備をお願いします。10分間休会します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 再開します。それでは、労働者側、使用者側、それぞれ分かれて、協議をしていただいた後に、その結果を発表していただきます。

会場の準備をお願いします。15分間、休会します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 双方戻られましたので、再開します。

労働者側、使用者側の順で主張、可能であれば具体的な金額の提示をお願いしたいと思います。それでは、労働者側からお願いします。

○河村委員 労働者側から考え方と今回の指標、具体的な提示額について御説明をさせていただきます。

まず、基本的な考え方ですが、5点ほど挙げたいと思っています。1点目は、これは前にもお話をさせていただきましたが、憲法第25条の生存権及び最低賃金法第1条の目的を踏まえた上で、労働者、生活者のセーフティーネットとしての最低賃金とする、それを目指すということです。次に、2点目、中央最低賃金審議会での審議経過及び目安額を尊重した審議を行うということ。3点目、働くことに意欲が持てる水準にすることで、我々連合が掲げる働くことを軸とする安心社会の実現を図る。4点目、鳥取県の最低賃金が抱える課題である絶対額の低さと地域間格差の改善を図る。5点目、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備すること。この5点を基本的な考え方として持っております。

次に、具体的な指標についてです。こちらも5点挙げさせていただきます。まずは、中期的な視点という観点で、政府方針であるできる限り早期に最低賃金が全国加重平均1,000円以上を目指す、このことを踏まえつつ、我々連合が掲げているリビングウェッジ、これは鳥取県で980円、これ、自動車保有の場合は1,291円となっておりますが、その達成を目指すことです。この980円は第533回鳥取地方最低賃金審議会の机上配付資料128ページの費目別標準生計費5年平均、月額13万3,037円を、第533回鳥取地方最低賃金審議会の資料75ページにある、常用労働者の5人以上、平均月間所定労働時間134.7時間で除した場合の時間額988円とも近い金額になっているということです。また、前回の専門部会での、労働者からの意見陳述の中にも1,500円というような発言がありました。私もその1,500円の根拠になる資料をホームページから少しダウンロードさせていただいて、確認させていただきました。残念ながら鳥取県の具体的な数字というのはいわゆる分析をされていまして、これは連合が出しておりますリビングウェッジとも非常に似通った数字になっています。多少、項目での高低はあるにしても、考え方としては、やはり連合でいう自動車保有の1,291円、そういったところに近い数字になってくると思っていますので、中期的な視点とい

う意味では、そういった指標を持っておきたいと思っています。

次に、2点目です。鳥取県のポジションということです。最低賃金決定要覧の193ページにランク分けをするときの総合指標という記載があります。そちらを見ていただくと、鳥取県は全国で37位の位置にあります。隣の島根県は、参考までに36位ということになっており、その差をポイントで言うと0.1ポイント差となっています。このランク分けするときの指標が、19の指標があるわけですが、そちらは最低賃金決定要覧の188ページから192ページまで項目が載っていて、原数値と指数ということで記載がされています。それを見ると、Dランクは16県ありますが、Dランクの中で見ても上位6番目に鳥取県は位置しています。現在、最低賃金額からすれば821円ですから、最低が820円、その上が822円ということになっておりますが、最低賃金額でも少なくともDランクの下位の位置付けではなく、Dランクでの上位の位置付けにあるべきではないかと考えています。そういった意味からも、鳥取県のポジションとしては、Dランク内での上位を目指すべきではないかと考えております。

3点目です。2022年春闘結果ですが、こちらは今までの専門部会等で具体的な数字が示されています。そういった数字から見ても2%程度ということになっておりますし、連合鳥取の春闘の賃上げ率で1.92%ということになっておりますので、そういったことも踏まえていく必要があると考えています。

4点目です。物価上昇率の考慮ということで、これも第533回鳥取地方最低賃金審議会資料の105ページに鳥取市の消費者物価指数、前年同月比が載っていますが、2022年5月を見ると2.3%ということですので、その部分も踏まえる必要があるだろうと思っています。

5点目は、地域間格差の改善ということで、今回提示をされました目安も、A、Bランクは31円、C、Dランクが30円ということになりますので、この目安どおりの金額改定ということになれば、またA、BランクとC、Dランクの差が広がるという結果になります。これも前回の専門部会で寺田委員から少し発言がありましたが、2012年に全国平均の最低賃金と鳥取県の最低賃金の差は96円だったものが、昨年2021年現在では109円まで広がっている状況にあります。それは目安の設定も影響しているということではありますが、2018年以降、少しずつ改善はされているものの、まだその額差は開いているという状況にあり、この額差を改善するというのが急務だと思っています。これも寺田委員から発言がありましたが、有効求人倍率と最低賃金との相関を見たときには、

負の相関があるという傾向が見られます。そういった意味からも、ぜひこの格差を改善していくことが鳥取県にとっても考えるべき課題であろうと思っています。

その部分も加味させていただいて、最後に引上げ額ですが、今まで発言をさせていただいた基本的な考え方、あるいは具体的な指標、そういったことを総合的に勘案して5%の引上げ、41円の引上げを提案いたします。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側、お願いします。

○西本委員 なるべくシンプルに誰でも分かりやすいロジックということと、それから、もう一つ、私の中にあるのは、先のことは誰も分からないため、それを基本的にはパラメーター化しないという考え方でいます。それから、前回の要望事項についての評価を行いました。その結果を踏まえて、2021年度の政府の金融支援というのは相当の効果があつたということです。失業率でいけば2.8%、これは年間を私が年度ベースで単純平均したのですが、出どころは総務省の資料です。それに従って、実績はあくまでも実績として補正せずに、それを前提に考察するということが大前提です。

使用者側は、まずは中小企業の賃金引上げの実態を示し、3要素を総合的に表していることとされる賃金改定状況調査結果、この第4表を重視します。あくまでも全産業に影響することなので、この第4表の全産業で評価します。それから、2021年度は一律28円の目安でしたので、一番影響を受けているのは、Dランクが一番影響を受けています。ですから、AランクからDランクの合計ではなく、Dランクの欄を参考にします。それから、この第4表の③というのは、既存労働者の賃金の上昇率を表していますので、この方がより実態に近いということで、この調査結果表、第4表の③のDランクの合計、一般、パートというところを参考にしました。ということで、第4表③、Dの合計の2.4%というのを一つの目安としますと、額ベースでは22円から23円、計算しますと22.3円です。ですから、使用者側としましては22円から23円というのが妥当ではないのかと思っております。

目線を変えて、せんだって配っていただいた経団連の春季賃上げ妥結状況からの検証ということで、これを見ますと、2022年中小企業は1.97%、これを小数点以下第2位で四捨五入しますと、ちょうど2%ですが、それとも大体平仄が取れています。この数字は、調査時期から見て、ある程度、足元の物価高も含めた引上げ率だと見てよいのではないのかと考えています。

それから、鳥取県経営者協会が毎年調べています春季賃上げ状況では、令和4年度は、

当協会162社のうち40社から回答があり、その平均が2.17%で、小数点以下2位を四捨五入しますと2.2%ということで、先ほど私が申しあげました22円、23円というのは、この辺から見ても妥当ではないかと考えています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、労働者側委員、使用者側委員、両方から金額の御提示がありましたが、その他、補足で委員の方から何かありますでしょうか。

○北畑委員 前回、春闘の特徴点について、持続可能性を維持するための人材確保と定着のための人への投資が結果から見てとれるということを発言したわけですが、人への投資について、その重要性を労使で確認できた点は、これから経済ですとか社会活動を進める上で原動力にもなって、この審議会を通じて、やはり最低賃金近傍で働く方々にも波及をさせなければいけないと思っています。

先ほど河村委員から、政府もできる限り早くに最低賃金が全国加重平均で1,000円以上を目指すという方針を掲げているという話がありました。加えて、連合においてもリビングウェッジ、鳥取は980円、自動車保有の場合で1,291円の早期の到達を目指しているといったところを申しあげています。できる限り早期に1,000円を到達すべき水準、これを考えるのであれば、その1,000円と現在の最低賃金821円の差額179円をどのように詰めていくのかという、その期間を定めて取り組む、こういった考え方も必要ではないかというふうに思う次第です。であるならば、今の経済ですとか最低賃金の上がり状況、こういったものを考慮したときに、やはり5年間、ここで積み上げていくのが妥当ではないかと考えます。179円を5年間で割りますと、およそ36円です。これに物価上昇などを加味しますと、およそ40円程度になるといったことから、先ほど河村委員の41円との整合性も図れると思います。

また、これも前回申しあげましたが、生計費のところ、今年度、鳥取につきましては、4月、5月で物価上昇が2.3ポイント上がっています。直近の物価上昇につきましては、食料やエネルギーといった生活必需品が主になっておりまして、支出割合は低所得世帯ほど高い数値が出るといったところから、世帯主が最低賃金近傍で働く世帯は、平均よりもやはり大分厳しくなっているといったところがおのずと分かります。そういった意味では、物価上昇も十分に加味して、できる限りの最低賃金を上げていくことが求められていると思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ありますでしょうか。使用者側はよ

ろしいですか。

○北村委員 細かい数字ははっきりとは分かりません。それぞれのいろんな細かいデータはありませんが、使用者側からの現状を説明しますと、鳥取県の今ある中小企業の小規模事業者を含めた中での、製造業の状況を見ても、なかなか今回の物価上昇に対しての価格転嫁が難しいのが現状です。それはなぜかという、委託加工がその中の80%近くだからです。価格転嫁が難しいというのは、親会社、もしくは国からそのようなアップ上昇についての支援対策が出てきていないというのも一つの大きな原因ですが、現状としては、先ほど北畑委員も鳥取県の上昇物価率が2.4%と言われましたが、企業主から見るとそれ以上に材料費のアップ、それに関わる不透明な資材の価格の上昇で生産性もかなりダウンする状況の中、2.4%以上のリスクを負った中での企業経営になっているのは承知していただきたいと思っています。先ほど河村委員から提示のあった41円という数字についての根拠は十分理解をさせてもらい、我々も同じ生活する上でたくさんの給料、報酬が欲しいのは当然ですが、その原資をなかなか捻出できない状況です。それを十分御理解していただきながら、使用者側から提示したアップ率の辺りの数字で落ち着いてほしいというのが使用者側の現状です。数字から見れば、確かに分からないわけではないですが、現状の使用者側からの状況把握を見ても、やはりそれが大事ではないかなと。それと、我々もですが、いろいろ何とか人手不足の折、又は事業承継に向けての法の取組で、明るい将来を目指しての企業体系を構築する上で、国に働きかけながらいろいろな支援金、補助金の申請を多々している事業者も多いのですが、成長過程のIT事業あたりでは、割とスムーズに補助金、支援金がいただけるのですが、産業によってはそれが難しい業者も多々ございますので、その辺も加味した中で、この賃金交渉に当たっては、考慮いただきたいという思いがございます。細かい数字は頭の中で思っているだけなので、数字的なことは詰めはございませんが、使用者側の皆から現状を聞いたところ、その辺りが一番強いのではないかという思いがございますので、御検討をお願いしたいと思っています。よろしくお願ひします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他、御意見ありますでしょうか。

○西本委員 私のような使用者団体の人間のぼんやりした話よりも、やはり現役の社長さんのお話の方が説得力あるなど、去年の議事録を読んだり、今の北村委員の話聞いて思いました。

それから、前回、河村委員も発言されましたが、こうやってコロナも終息していないの



はもう現実ですし、相当傷んでいる業種、それに関連する産業もありますし、それから、米中摩擦だとか、気候変動の対応だとか、ウクライナの戦争の話、また、安保環境が変化していることなど、全て外部要因でして、もうフェーズが変わってきているというところは私も感じています。その中で、特に鳥取県というのは大きな産業がなくて、観光並びに関連産業がかなりの影響を受けているというのは思っています。

それから、東京商工リサーチのデータを調べましたが、宿泊業界は、売上げがもう半分まで落ち込んでいるというのが6月30日に公開されていました。ちなみにと思い山陰企業年鑑で売上高を記載している企業を見ると、同じ業種の一部で同じような状況を確認しましたし、そういうヒアリングも行っています。一方で、業績が悪くないところもあります。ガソリン代は上がっていますが、材料費が100%価格転嫁できているところもあります。でも、人手不足です。この辺が極めて難しいところで、そういう良いところは多分誰も何も言わないのですが、この辺が難しいところだなというふうに思っています。

それから、目安が出ましたが、おそらく多くの企業がそうだと思いますが、ある事業先では賃金総額について、ある金額まで想定されているようですが、今回の目安はそれを超えているということで、何かしんどいかなというような雰囲気はあります。長くなるので言いませんが、熊本や、それから大阪・関西万博のようなわくわくするようなテーマが鳥取にもあってくれたらなという、そういう素朴な感想を持っております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。 そのほか、委員の方からございませんか。

○北畑委員 第533回鳥取地方最低賃金審議会の資料の中から少し申し上げたいというふうに思っていますが、第533回鳥取地方最低賃金審議会の資料の12番、89ページの資料に鳥取県内の経済情勢の内容が出ています。財務省中国財務局鳥取財務事務所から出ている資料ですが、ここに記載がある設備投資、また、企業収益については、令和4年4月について、4年度は前年度を上回る見込みだと、企業収益についても、4年度は増益の見込みだと記載があります。そういった意味では、確かにいろいろな形で企業業績、良いところと悪いところがあると思いますが、鳥取全体として見たときには、ある程度経済情勢は良好な方向に向かっているということがこの内容から見てとれるのではないかと思います。加えまして、企業利益や業況については、コロナ禍も今、まだ七波もありますし、改善の傾向は見られますが、確かに物価上昇等も原材料の高騰などもあって、大変難しい状況だと思います。

しかし、これも第533回鳥取地方最低賃金審議会の資料の121ページの資料19の

中に、前回の最低賃金改定決定の要望事項についての取組の報告を示していただいています。例えば、働き方改革のサポートオフィスにつきましては、令和元年、2年、3年と比べますと、明らかに3年度が増えています。また、次ページの122ページにおいても、助成金交付決定件数の推移を見ますと、こちらも増えているといったところで、これが全てを網羅しているとは申し上げませんが、ただ一方では、賃上げをするための原資について、少なからずその当時よりもしっかりと対応をいただいているといったところも見てとれるのではないかと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他、御意見はありますか。

(なし)

○佐藤部会長 ありがとうございます。お示しいただいたように、現時点で労働者側41円、使用者側が22円から23円ということで、主張されている金額が大きく離れております。そこで、公益委員の方で、労使それぞれの御意見を別々にお伺いしたいと思います。

まず、公益委員と労働者側委員とで話をしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)。

○佐藤部会長 よろしいですか。では、個別の協議を行いますので、事務局は協議の場所の案内をお願いします。

それでは、30分間休会とします。

[公労協議]

[公使協議]

○佐藤部会長 それでは、再開したいと思います。

現時点で、労働者側が41円、使用者側が22円から23円ということで伺ってまいりました。双方の言い分を伺ってきたところですが、本日の段階では、まだ、その溝は埋まらないと判断をしました。

ここで何か、労働者側、使用者側で御意見等ありましたら承りますが、いかがでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 では、使用者側、労働者側双方に、公益側から少し質問をさせていただきたいと思います。令和4年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解が出ていましたが、最低賃金法第9条第2項の三要素を考慮して審議がなされた中、4月以降に上昇している消費者物価の動向を強く考慮され、三要素のうち、労働者の生計費というもの

に重点を置いた目安額のように思えますが、この点について、労働者側、使用者側どのようにお考えなのかをお願いします。

○河村委員 お尋ねが生計費に重きを置いた中央最低賃金審議会の目安であったということですが、当然三要素はバランスよく考慮すべき話だと思いますが、以前にも発言させていただきましたが、その前提になるのはやはり、憲法第25条の生存権と最低賃金法第1条の目的、ここだと思っています。その部分で、今ある最低賃金が、それは地域で差があるわけですが、それが本来、労働者、生活者のセーフティーネットになり得ているのかというところがまずもって大事な部分であって、それがまずポイントだと思っています。その上で、年度的にといいますか、具体的にその引上げ額を検討するに当たっては、賃金であったり生計費であったり、その年々の状況、通常事業の支払能力、それもその年々の状況を加味して検討すべきだということが本来の趣旨だと私は理解をしております。

そういった意味でいくと、今の状況からすれば、物価上昇が起こっているというのは、これは本当で最低賃金近傍で働く方にとっては、生活必需品の物価上昇というのは目に見えて起きているわけですから、その部分を重視するというのは一定程度理解できます。ただ、先ほど言いましたように、大前提である元の考え方ですね、そこがあって今回の話があるとは認識しています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側、いかがでしょうか。

○西本委員 8月2日の、先ほどもありましたけども、三村会頭のコメントどおりですが、三要素に基づいて今回の中央最低賃金審議会で議論されたことというのは、評価したいという話でしたし、今般示された目安額については、消費者の生計費に対する足元の物価上昇の影響を強く考慮する一方、企業の支払能力の厳しい現状については、十分反映されたとは言い難いと。最低賃金の改定による影響を受けやすく、コロナ感染再拡大の影響が懸念される飲食・宿泊業や、原材料、エネルギーなど企業物価の高騰を十分に価格転嫁できていない企業にとっては、非常に厳しい結果であると受け止めている。正にこのとおりだと私は考えております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

もう一つ質問させていただきたいと思いますが、同じく目安に関する公益委員見解の中に、政府に対する要望というのがあります。その中で、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、生産性向上の支援や、官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対

し要望するというふうにされています。

これに対して労使は、これもそうですが、その他政府に対してどのようなことを要望されたいのかということをお知らせいただけたらと思います。政府に対する要望です。

○河村委員 それでは政府に対しての要望ということですが、中央最低賃金審議会で示された政府に対する要望というのは、当然しかるべき要望だと思っておりますし、この鳥取地方最低賃金審議会としても、ここもう数年、何年連続かちょっと覚えていないですが、附帯事項で、政府に対して、中小企業の支援ということで要望を挙げさせていただいていると記憶をしています。ただ、西本委員から資料の提示を事務局に求められたように、実態として、本当に支援が行き届いているのかということは、非常に課題だと思っております。

政府の方針として、早期に1,000円を目指すというようなことを打ち上げられるのは良いのですが、そのための道筋として、私も考え方の一つとして先ほど申し上げたように、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境、それがないと当然賃上げはできないわけですから、より具体的な実効性のある施策をより具体的にやはり進めていっていただくということが重要ではないかと思っております。今まで要望としては挙げておりますけれども、実態がなかなかついていないというのが現状ではなかろうかと思っておりますので、より実態に合った、そういった支援策というのを何か組み込めたら良いと思っております。

先ほど、労働者側で少し議論をさせていただいた中でも、やはりその辺りの、もう少し踏み込んだ何か附帯が付けられないかというような話も出ていまして、そういった環境整備のため、そういった環境整備に向けた体制作りということでの要望が何か付けられないかということも検討していきたいと思っております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○花原委員 いつも、大体、政府の要望なりから、中央最低賃金審議会の要望というのは、大体、どの県も毎年同じ内容が上がってきていると思っております。先ほど、公益委員との協議をしましたが、要望は常に一方通行で、それに対する回答、具体的にどういうことが行われたかという、その具体的な回答例が全くないということです。中央最低賃金審議会も、目安の根拠云々というのは、どの県も多分出てきているはずだと思っております。それが非公開ということで、この目安の根拠も全く見えません。毎年要望としては出していますが、常に一方通行、だから来年もまた同じような内容の要望は出る、再来年もそう、ずっとその繰り返しで、もう結論が何にも出ないということです。ただ、要望は書かないといけな

いので、毎年要望は同じ項目が挙がってきますよと。全然進歩がない会議になってくると思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○西本委員 これも、三村会頭の8月2日のコメントについて、ある番組で三村会頭が、中小企業が自発的に賃上げできる環境を強く求めると。この賃上げできる環境整備、その解説を聞いていましたら、つまりは秋の大型補正を要求しているんだと。配付資料にもありましたが、コロナ禍でGDPギャップが一説には30兆あると。要するに、需用がないのに本当にこれから上向いていくのかということということなのですが、ここを埋めないと今回の31円は、そもそも合理的な設定をしていないので、対応は大変難しいだろうと。影響は遅れて来るので、そういう観点で言われたのかなという解説がありました。ということを一言申し上げておきます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○花原委員 この前もお話しさせていただきましたけれども、いろんな政府の支援、それから補助金の関係もありますけれども、本来は、これだけ物価高になってくると、本当に国民の生活を守っていくといたら、今の消費税が10%なので、その消費税も減額という一つの観点も当然要ると思いますし、社会保険料の減免、それからガソリンが上がるのであればガソリン税を減額していくという形で、時限的に例えば1年、2年ぐらいのスパンで減額し、政府もこうやって削り出しますよということで、だからちょっと最低賃金も上げて下さいという趣旨の下であれば、企業側も最低賃金を上げて納得できると思います。政府だけが支援金、補助金だけ、そういう税収入は全くノーカウントというのがちょっと腑に落ちないことだと思います。年金は関係ないのですが、年金受給者も支給率が下がってきています。以前は年金も物価スライドで上がっていましたが、今はマクロ経済スライドといって、物価が上がっても上がらないような状況になってきています。いろいろ総合的に社会保障と税の一体改革ではないのですが、その辺も全部一体化して考えていくという、ただ最低賃金だけではなく、いろいろな税金のことも一緒にマクロで物事を考えていかないとミクロだけやっても、どうにもならないと思います。失われた30年と言われていますが、全然日本の賃金は上がっていない、諸外国はほぼ倍になっているという状況の中で、ヨーロッパだったらもう今1,500円とかという形になっていますので、最終的にはできるだけ日本もそれを目指してやりたいのですが、やはり日本の企業が元気になって利益が出て、賃金上がっていくという環境が、本来の賃金の上げ方だろうと思

ます。企業があつて初めて従業員の雇用があつて、失業はできるだけ減らしていくというのが最低賃金のベースの考え方だと思いますので、まず雇用を守る、今、失業率は、雇用調整助成金の関係で2.8%になっていますが、助成が全部なしになってくる、企業が廃業していく、だから本当に失業率が2.8%でとどまるのかと。それでも退席する企業はいいですよという方針であればそれで構いませんけども、やはり雇用は守っていくというのが、本来の日本の国民としてのやっぱり使命だし、企業もその使用者側もそれが宿命だと思っています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他、御意見ありますか。よろしいですか。

引き続き、またこちらから質問をさせていただきたいと思ひますけれども、現在示されている目安額というのが、Dランクは30円ということですが、この30円上げた場合に最低賃金額が851円となり、影響率が17.1%となります。昨年は14.7%だったところですが、この影響率について労使はどのようにお考えなのかをちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○河村委員 今回提示をされた影響率のあの資料を見ますと、確かに30円アップで17.07%、影響人員が1万4,278人ということで、非常にちょっとびっくりするような数字だと思います。ただ、これもまず根本的な話になってくるのですが、毎回言わせていただきますけれども、復元前の数字が5,563人で、今回、適用労働者数、復元した数字が8万3,650人、この8万3,650人の根拠も今一つ理解できていないところがあります。なぜ、8万3,650人なのか。ここが、ちょっと理解をできないところがある一つはあります。それはさておいて、ただこの影響率、高いか低いかということになるわけですが、昨年が14%程度だったように記憶をしておりますけれども、この影響率というのは、当然引上げによって影響を受ける方の人数、あるいは割合ということになるわけですから、逆に言うと、この影響率が低いと引上げの意味もないわけです。ただ、それが異常に高過ぎれば、当然社会に与える影響というのは出てくるわけですから、そういった兼ね合いから、では、どこが高いのか低いのかという、その線引きがなかなか難しいところはあるかと思うのですが、そのために賃金分布のグラフなどを見ながら、次の、例えば賃金分布の山がどこにあるのかというような見方をしながら、総合的に判断する必要はあるかというふうに思ひます。ただ、今回のデータからすると確かに850円と851円のところで影響率の差がある。当然そこの募集賃金のところもあるわけですから、そこに山があるというのは想定ができるわけですが、逆に言うと、851円を超えてくると余

り影響率に差がないというのも事実ですので、その辺りをどう捉えるかというのは少し難しいとは思いますが、この最低賃金の改定という意味合いからすれば、ある程度の影響率は必要だというふうには思っています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○西本委員 管理計数としてどういう資料を見ればいいのかというのは全体的に把握できていないので、なかなか難しいところがありますし、この会議が公開ということもありまして、個別具体的なことはなかなか言えませんが、ある事業所では、多分多くがそうでしょうが、近隣相場から、これぐらい想定しているという話は、実は聞いていますが、それをこの30円というのは、完全にオーバーしているというところでは。

それと、特定の方だけでなくパートさん全部、要するにパートさんの最低賃金の近辺の人を上げれば、全体も上げることになるので非常にシビアに考えていますということなので、どこの企業もかなり影響を受けるのではないかなというのは正直なところでは。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、この件についてはよろしいですね。

では、最後の質問になりますが、前回、第2回鳥取県最低賃金専門部会において、労働者側から、近隣の県で最低賃金の格差があることによって、他県に労働者が流出して県内企業が人手不足になるのではないかという意見を頂きましたが、その県内企業の人手不足については、双方どのようにお考えなのかをお聞かせください。

○河村委員 人手不足の状況、全体的なことがつかめているのかと言われると、少し疑問な部分はあるわけですが、今年の春闘の状況を見ても、今まで初任給の引上げがなかなかされてこなかったところが、極端な引上げをしているケースも今年は非常に目立ったというのが印象です。その背景には、やはり人手不足があると思っています。特に、私の感覚的には製造系の業種に非常に人手不足感があると感じていまして、このコロナの影響を受けにくかったのも、実は製造業だったように思っています。ただ、その製造業の人手不足感というのは、このコロナの前から実は鳥取でも起こっていました。それも一部の企業なのかもしれませんが、全体ではないことかもしれませんが、製造業系を中心に、やはり人手不足感が出ているというのは、実感としては受けています。

そういった中で、この人手不足感をどう捉えるかということですが、やはり今、コロナの影響もあり、鳥取県の経済活動も通常の状態ではないであろうと思っています。これが政府も発言、最近されていますけれども、2類から5類に変えるということになれば、当然経済活動が再開をしていくというか、活発化してくるということが予測をされま

す。そういった中であって、今現在でも有効求人倍率が、比較的C、Dランクが高めに出ています。A、Bランクも当然経済活動が活発化すれば、有効求人倍率も上がってくるだろうということを想定すれば、近い将来、また更にこの有効求人倍率が上がり、人手不足感が増すのではないかという懸念もやはりあります。そういったところを少し懸念しながら、当然県内としてやるべきなのは、新卒者の流出をいかに止めるのかというところ、その辺りを各企業が考えられて、初任給の引上げにつながってきているんだと思いますし、前に一度、お話をしたように、有効求人倍率と最低賃金の負の相関というところもある程度見えてきている部分もありますから、そういったことを考えれば、少しずつではあっても、その最低賃金を引き上げることによって、流出しているかどうかという確定できるような数値というのはなかなか見当たらないわけですが、県内での新卒者の確保だったり、そういったところを加味すれば、やはりある程度の引上げが必要になってくると思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○西本委員 そうですね、県内企業の人手不足というのは確かにコロナ前から続いているんですが、ある方に何で人手不足なんですかと言ったら、特に製造業が国内生産にいろいろ切り替えつつある。それで人手が足りないというようなことも一つ要因にありますよということをおっしゃられました。

若者就職応援みたいなプロジェクトチームにも出させていただけていますが、その中で、中部の看護大とか短大では、県内就職率80%以上で、全然問題ないのですが、鳥取大学、それから鳥取環境大学では二十数%です。それから米子工業高等専門学校では14%です。なぜかというので就職担当者に聞いてみましたところ、もう時代は変わっていますよ。親が、鳥取県内に就職させたい企業がないから、自分たちの好きなところに行けと。それから、もう墓は別に見なくてもいい、見るとしても県外に行って見てもらった方がいいというので、長男は家を継がなくてはいけないとか、墓をちゃんと見るとかの昔の考え方が変わってきている。要するに魅力ある企業がない。それが一つ大きな部分があるのではないのかなというところですね。だから民間というレベルでいくともっと減ると思うのです。そういうところが鳥取県の一つの弱点であり、それをどう解消していくのかというのが一つの課題だと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

本日、労働者側、使用者側、それぞれ金額を提示していただき、さらに、根拠を示して



いただきました。これから双方歩み寄っていただきたいと考えているところですが、一応、公益委員としては、こちら側から幾らというふうに提示をすることもできませんし、こちら側でその数字に対して根拠を示すということもできませんので、あくまでも、双方から出していただいた数字と、その根拠となるデータに基づいて判断するということができませんので、また次回以降も数字と根拠となるデータの提示をよろしくお願いしたいと思います。また、次回以降も、この公・労・使の三者構成で真摯に議論を進めてまいりたいと思いますので、協力よろしくお願いしたいと思います。

では、次の議題ですが、2番目、その他になりますが、事務局から何かありますか。

○片山賃金室長 今後の日程の案ということで示させていただきます。

8月8日の13時半から第4回鳥取県最低賃金専門部会、8月9日の13時から第5回鳥取県最低賃金専門部会を行います。ここで結審しますと、第534回鳥取地方最低賃金審議会を8月9日、15時半からということで想定させていただいております。ただ、ここで結審しなかった場合、予備日としまして8月10日、9時半から専門部会、そこで結審しましたら、11時から本審。ここでも結審しなかった場合には、もう一つの予備日として16日に第7回鳥取県最低賃金専門部会を開催し、こちらで結審しましたら、本審は翌日の17日に開催という形になります。

結審後、異議申出の公示を行い、異議があった場合の異議審議ということになりますが、8月9日結審の場合、8月26日の異議審議になり、8月17日に結審の場合は、9月6日の異議審議ということになります。

会場は、8月17日のみ第1地方合同庁舎の2階会議室をメインの会場として開催しますが、それ以外は、この4階大会議室が会場ということになっています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

今後の審議内容によって、いろいろとまた変わってくるかと思いますが、取りあえず第4回鳥取県最低賃金専門部会は、8月8日の月曜日の13時30分からとなりますので、御参集をお願いします。

それでは、本日の議事は以上となりますので、これにて閉会したいと思います。本日は、どうも長い時間ありがとうございました。